第五条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「当該各号に掲げる」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

第五条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「当該各号に掲げる」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

第五条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。）の社員の地位を含む。以下同じ。）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六　新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

イ　株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

第九条第二号中「新株予約権証券又は」を「新株予約権証券若しくは」に改め、「株式」の下に「又は新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資口」を加える。

第九条の二第三項に次の一号を加える。

四　新投資口予約権証券等

第一号様式第２の１⑷①、第３の１⑵①及び第４の２⑴中「新株予約権証券（株）」を「新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）」に、「保有潜在株式」を「保有潜在株券等」に改め、同様式記載上の注意⑿ａ中「新株予約権」の次に「又は新投資口予約権」を加え、同記載上の注意⒀ｄ中「保有潜在株式」を「保有潜在株券等」に改める。

第二号様式記載上の注意ｄ中「保有潜在株式」を「保有潜在株券等」に改める。

第三号様式第２の１⑶④、第３の１⑵①及び第４の２⑴中「新株予約権証券（株）」を「新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）」に、「保有潜在株式」を「保有潜在株券等」に改める。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第九条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項第四号中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）

第二条の六第一号中「株券の」を「株券等の」に、「金融商品取引業者」を「法第三十四条に規定する金融商品取引業者等」に改め、同条第二号中「の株券」を「の株券等」に改める。

第七条第一項第十号中「金融商品取引業者」を「法第三十四条に規定する金融商品取引業者等」に改め、同項第十二号中「第百六十五条第二項第二号」の下に「（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「又は第百八十一条第一項」を「、第百八十一条第一項若しくは」に改め、「第百八十二条第一項」の下に「（これらの規定を社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二百十二条第一項若しくは」を「第二百十二条第一項又は」に改める。

第八条第三項第五号中「第二百十三項」を「同条第二十五項」に改め、「外国投資法人をいう。」の下に「次号及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の二　新投資口予約権証券等については、新投資口予約権等（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号及び第十九条第一項第二号において同じ。）及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項及び第九条の六において同じ。）の目的である投資口に係る議決権の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券（同法第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）については、零とする。

イ　株券等の買付け等を行う者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

第八条第三項第六号中「当該各号に掲げる」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ト　新投資口予約権証券等　当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口に係る議決権の数

第八条第三項第七号中「当該各号に掲げる」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ト　新投資口予約権証券等　当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口に係る議決権の数

第八条第五項中「又は第百八十一条第一項」を「、第百八十一条第一項若しくは」に改め、「第百八十二条第一項」の下に「（これらの規定を社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二百十二条第一項又は」に改める。

第九条の六第五号の次に次の一号を加える。

五の二　新投資口予約権証券等については、新投資口予約権等の目的である投資口の数

第九条の六第六号中「当該各号に掲げる」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ト　新投資口予約権証券等　当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

第九条の六第七号中「当該各号に掲げる」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ト　新投資口予約権証券等　当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数